

- ・船長は、船体が上下に動揺した際に、まさか旅客の身体が椅子席から垂直方向に浮き上がり、旅客が同席に落下して**脊椎骨折を負う可能性があると思っていなかった**。
- ・船長は、発航の可否判断、及び波の影響等で基準航行を中止した際の操船方法を一任されていた。

※2 「発航中止基準」及び「基準航行中止基準」とは、安全管理規程に定める「発航の可否判断の条件の基準」及び「基準航行の回避判断の条件の基準」をいう。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しています。(2020年11月26日公表)  
[https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2020/MA2020-10-2\\_2019tk0027.pdf](https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2020/MA2020-10-2_2019tk0027.pdf)

## 事例2 小型旅客船B船

平成29年8月10日発生

### 事故の概要

交通船B船(総トン数0.9トン)は、船長が乗り組み、旅客6人を乗せ、約9~10ノットの速力で西南西進中、波に乗って船首部が上下動した際に、旅客1人の身体が宙に浮いた後に臀部から落下し、脊椎骨折を負った。

### 旅客の負傷状況

乗船していた旅客6人のうち、船首部に座っていた**旅客1人が脊椎骨折した**。  
 脊椎骨折を負った旅客は、乗船するとき、船長から船首部に座らないよう言われたが、操縦区画前にほかの旅客が座っており、その周囲に浮き輪及び手荷物があったので、座る場所が船首部しかないと思った。

### 操船状況等

- ・船長は、**船首方から連続した波高約0.5~1.0mの波**を受けながら手動操舵により**9~10ノット**の対地速力で西南西進した。
- ・船長は、目的地に到着したところ、旅客1人が背部の痛みを訴えたので、当該旅客とその家族1人を乗せて帰港した。
- ・船長は、本事故後の便で**減速して航行したところ、波の影響による船体動揺を軽減できた**ので、本事故時も十分に減速しておけば良かったと思った。

### 原因

本船は、西南西進中、**船首方から波高0.5~1.0mの波**を受ける状況下、船長が**旅客を船首部に乗せた状態で9~10ノットの速力で航行**していたため、波に乗って船首部が上下動した際、旅客1人の身体が宙に浮いた後に臀部から落下したことにより発生したものと考えられる。

船長は、本事故を振り返り、本事故時に波の影響を受けたとき十分な減速をしていなかったことを認識し、負傷した旅客は、船長から注意を受けていたものの、後方に座る場所がなく、やむなく船首部に座ってしまった。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しています。(2019年10月31日公表)  
[https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2019/keibi2019-10-32\\_2019mj0027.pdf](https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2019/keibi2019-10-32_2019mj0027.pdf)